

訪問看護サービス重要事項説明書

訪問看護ステーションながさき

(事業の目的・基本方針)

医療法人厚生堂長崎病院が開設する訪問看護ステーションながさき(以下「事業所」)は、介護保険法及び老人保健法・健康保険法の理念に基づき、要介護状態又は要支援状態にある者、あるいは疾病や障害を持つ療養生活者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指します。

(事業の方針)

1. 事業所の看護師等は、要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定し計画的にサービスの提供を行います。
2. 主治医や地域の保健・医療・福祉サービスとの連携及び調整を図り、適切なサービスを提供します。
3. 事業所の理学療法士及び看護師等は、利用者に対し意欲的な生活リハビリを行い残存機能の維持・生活の質の向上に努めます。
4. 事業所の看護師等は、医療の進歩に伴い適切で質の高い看護サービスを提供するため、研修の機会を設け自己研鑽に努めます。
5. 特定行為研修修了看護師は、医師と連携を図りながら、タイムリーに質の高い看護が提供できるように努めます。
6. 地域の保険医療機関や訪問看護ステーションを対象とした研修や地域住民等からの相談に応じます
7. 将来の看護師を目指す看護学生に対して、在宅看護実習を受け入れ、看護師の育成に貢献します。

(事業者)

1. 名称 医療法人 厚生堂 長崎病院
2. 所在地 広島県広島市西区横川新町3番11号
3. 代表者 理事長 長崎 孝太郎

(事業所の概要)

1. 名称 訪問看護ステーションながさき
2. 所在地 広島県広島市西区横川新町3番11号
3. 管理者(所長) 平本 愛
4. 連絡先
TEL 082-503-3236
FAX 082-231-1005
夜間・休日、緊急時連絡 082-503-3236
080-2924-3850
080-1645-9337

5. 職員体制
- | | |
|-------|--------------------------------|
| 看護師 | 常勤管理者 1 名(在宅ケア認定看護師、特定行為研修終了者) |
| | 常勤 5 名以上 |
| | 非常勤 1 名 |
| 保健師 | 常勤 1 名 |
| 准看護師 | 常勤 1 名 |
| 理学療法士 | 常勤 3 名 |
| 事務員 | 1 名 |
6. 通常のサービス実施地域 広島市内

(営業日・営業時間)

1. 営業日：月曜日～土曜日 但し下記を除く
 - ・国民の祝日
 - ・8月15日の午後
 - ・12月30日の午後～1月3日
2. 営業時間：午前8時30分～午後5時30分まで
但し土曜日は午前8時30分～午後12時30分まで
3. 電話等により24時間常時対応が可能な体制です。

(指定訪問看護の内容)

1. 病状・障害・服薬状況の観察
2. 清拭・洗髪等の清潔保持に関わる援助
3. 食事摂取，排泄等の日常生活の援助
4. 褥瘡予防，褥瘡処置
5. リハビリテーション
6. 療養生活や介護方法の指導
7. カテーテル類の管理
8. メンタルケア
9. ターミナルケア
10. 認知症患者の看護
11. 精神科疾患患者の看護
12. その他医師の指示による医療処置
13. 特定行為研修終了看護師による診療の補助

(その他の訪問看護)

医療的ケア児のレスパイト事業
医療的ケア児の通学支援

(利用料)

利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。(別紙 1.2.3 参照)

(その他の費用)

1. 交通費

医療保険利用者の場合：ステーションから1km当たり片道40円を頂きます。

2. 衛生材料費

実費

3. オプション料金（別紙4参照）

4. キャンセル料 4,000円(税別) + 交通費(1km 40円) + 駐車場代(実費)

ただし訪問1時間前までにキャンセルの連絡があればこの限りではない。

(個人情報の取り扱い)

1. 職員は職務上知り得た個人情報を守秘します。また、秘密保持義務は、契約終了後も継続いたします。
2. 予め、文章で同意を得ない限り、各サービス担当者会議等で、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

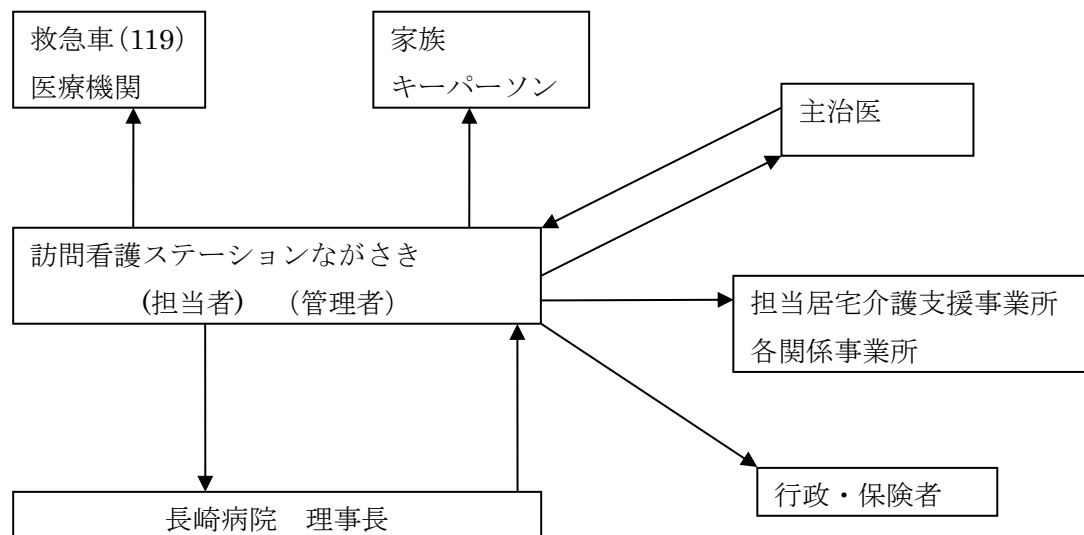
(事故発生時の対応)

※サービス提供中に利用者に事故が生じた場合は利用者の状況を的確に把握し速やかに対応いたします。

※速やかにご家族に連絡いたします。

※必要に応じて保険者に報告いたします。

事故発生時の対応要領



(苦情処理の体制及び手順)

1. 利用者が、提供した看護サービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村または国民健康保険団体連合会に対して苦情を申し出ることができます。
2. 事業者は、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

相談・苦情要望等の窓口

事業所の窓口	広島市西区横川新町 3 番 11 号 訪問看護ステーションながさき 管理者 平本愛
受付時間	営業日の営業時間内
電話番号	082-503-3236

事業所以外の窓口 受付時間 通常 9：00～17：00 異なる場合お問い合わせ下さい。

市町村窓口	西区介護保険課：TEL (082) － 294 － 6585	
	中区介護保険課：TEL (082) － 504 － 2478	
	安佐南区介護保険課：TEL (082) － 831 － 4943	
	東区介護保険課：TEL (082) － 245 － 2111	
	南区介護保険課：TEL (082) － 250 － 4138	
	安佐北区介護保険課：TEL (082) － 831 － 4943	
国保連	受付窓口	調査指導係
	電話番号	(082) － 554 － 0770

※連絡時は、速やかに対応いたします。

※必要時、国保連及び各市町村の介護保険担当課に報告いたします。

(損害賠償)

事業者は、サービスの提供にあたって契約者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

(契約期間及び契約解除)

1. 医師の訪問看護指示書が交付された後、重要事項を説明し契約書に署名押印を頂き訪問サービスを開始いたします。
2. 利用者から事業所に対して、解約の申し出があった場合や長期入院入所等の場合は、契約は解除となります。

(その他)

1. 主治医が、急性増悪等により特別訪問看護指示書の交付を行った場合は、医療保険による訪問となります。
2. 訪問日・訪問時間は、緊急訪問等により変更をお願いすることがあります。また、交通事情等により予定時間を過ぎて訪問させていただく場合があります。
3. 感染防止のため、洗面所等をお借りして手洗いをさせていただきます。
4. 職員への暴言・暴力・威嚇・セクシュアルハラスメント等の行為があった場合は、正常な訪問看護の継続が困難となりますので、訪問を中止させていただきます。
5. 担当の訪問看護師を指名することはできませんので、ご了承ください。
6. 現金等の貴重品は、目に見えない場所に保管してください
7. 職員および事業所に対する金品、贈答品や飲食等のご配慮はお受けできません。

8. 業務継続計画(BCP)に取り組んでおります。災害等の危険が迫る前に命を守る行動を取っていただきたく、避難指示が発令された場合などは、安否確認も含め夜間でもご本人やご家族へ電話連絡させていただくことがあります。

『訪問看護サービス重要事項説明書』及び訪問看護の利用料について、利用者に対する説明を行いました。

令和 年 月 日

広島市西区横川新町 3 番 11 号

訪問看護ステーションながさき

重要事項説明者

『訪問看護サービス重要事項説明書』及び訪問看護の利用料について、事業所より説明を受け、同意します。

(介)緊急時訪問看護加算	同意あり	同意なし	R	年	月	日
(医)24 時間対応体制加算	同意あり	同意なし	R	年	月	日

(利用者) 住所

氏名

(代筆者) 住所

氏名

(続柄)